

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

「小さな拠点づくり」プロジェクト（中山間地域・離島対策）

2 地域再生計画の作成主体の名称

島根県

3 地域再生計画の区域

島根県の全域

4 地域再生計画の目標

島根県内の中山間地域においては、若年層を中心とした人口の流出、高齢化の進行により、地域運営の担い手不足が深刻化し、地域コミュニティの維持や、買い物など日常生活に必要な機能・サービスの確保が困難となる集落が増えている中で、安心して住み続けることができる中山間地域を目指すため、いわゆる「団塊とその前後の世代」が概ね80歳となる2030年ごろを念頭に、個々の集落を超えたより広いエリア（公民館エリア）での日常生活機能の一定の集約化等を図る「小さな拠点づくり」を進めることとする。

【数値目標】

①「小さな拠点づくり」を進めている公民館エリア数

②機能・サービスの集約化に向けた実践活動を開始する公民館エリア数

③交通弱者の移動手段の確保に向けた実践活動を開始する公民館エリア数

（単位：公民館エリア）

	事業開始前 （現時点）	H28年度 （1年目）	H29年度 （2年目）	H30年度 （3年目）	H31年度 （4年目）	H32年度 （5年目）
①	52	77	102	126	150	174
②	0	13	26	38	50	62
③	0	18	36	53	70	87

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

中山間地域全域において、安心して住み続けることのできる環境を維持・整備するため、公民館エリアを基本とした「小さな拠点づくり」を進めることとしており、県内19市町村や中国5県と連携しながら、行政だけではなく民間（中間支援組織）と協働する中で、中山間地域の様々な課題に対応する県庁を横断した中山間地域対策プロジェクトチームを推進組織として持続可能な地域づくりを進める。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

地方創生推進交付金【A3007】

1 実施主体

島根県

2 事業の名称及び内容：「小さな拠点づくり」プロジェクト

安心して住み続けることができる中山間地域を目指すため、個々の集落を超えた公民館エリアを基本として、住民のみなさんの話し合いの中で、

「生活機能の確保」…買い物、医療、介護等の日常生活に必要な機能を集約化

「生活交通の確保」…基幹集落と周辺集落との間をつなぐ地域住民の移動手段

「地域産業の振興」…地域資源を活かした産業興しと地域内好循環の形成

の3本柱の計画・組織・制度等の仕組みづくりと実践活動を支援する。

3 事業が先導的であると認められる理由

【官民協働】

地域の主体的な取組みが持続するため、県庁各課で組織する中山間地域対策プロジェクトチームや中山間地域研究センターのノウハウなどを提供し、行政とは別に民間の力で地域をサポートする組織（中間支援組織）を育成。

その他、販路開拓、パッケージデザイン、味付けなどに精通した民間の専門家を活用し、地域の産業興しを支援。

【地域間連携】

地域づくりの推進主体である県内19市町村と中山間地域対策プロジェクトチームが連携し、地域の実情に応じたオーダーメイドの地域づくりに向けて支援。

また、個別の県の取組みだけでは解決困難な課題（域内消費拡大・経済好循環形成）について、中国地方知事会に設置した「中山間地域振興部会」が中心となり、共通する問題について共同で調査・研究を行い、各県の中山間地域への波及を目指す。

【政策間連携】

中山間地域において安心して住み続けることのできる環境整備のため、公民館活動と連携した人づくり、福祉サービスの維持・確保、輸送需要に応じた地域生活交通の再構築などに取り組み、県庁を横断した中山間地域対策プロジェクトチームにおいて情報共有・アドバイス・活動支援などを行い、総合的かつ一体的な地域課題の解決を図る。

【自立性】

行政主体から民間の中間支援組織による支援への移行、地域の特性を活かした産業づくり（地域内好循環の形成）による地域の自立性向上を目指す。

【その他の先導性】

「小さな拠点づくり」を持続的に進めるために、それらを担う人材の確保が重要であり、ふるさと教育から大人の地域活動などを実践し、「地域づくり」のできる「人づくり」の機能を持つ公民館等（社会教育）と連携して実施。

4 重要業績評価指標（K P I）及び目標年月

- ①「小さな拠点づくり」を進めている公民館エリア数
- ②機能・サービスの集約化に向けた実践活動を開始する公民館エリア数
- ③交通弱者の移動手段の確保に向けた実践活動を開始する公民館エリア数

（単位：公民館エリア）

	事業開始前 （現時点）	H28年度 （1年目）	H29年度 （2年目）	H30年度 （3年目）	H31年度 （4年目）	H32年度 （5年目）
①	52	77	102	126	150	174
②	0	13	26	38	50	62
③	0	18	36	53	70	87

5 評価の方法、時期及び体制

島根県総合戦略の効果検証は、島根総合発展計画の進行管理のために実施している行政評価の仕組みを活用して行い、必要に応じて総合戦略の改訂を行う。また、評価の客観性を確保するため、県議会の関係特別委員会のほか、外部有識者による委員会にその結果を報告し、評価を受ける。この効果検証は、毎年10月頃までに行うこととしており、本計画に掲げた目標（K P I）の検証も、これに合わせて実施し、結果はホームページで公表する。

6 交付対象事業に要する費用

- ①法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】
 - ・総事業費 2,213,322 千円

7 事業実施期間

地域再生計画認定の日から、平成33年3月31日（5カ年度）

8 その他必要な事項

5-3 その他の事業

- 5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置
該当なし

- 5-3-2 支援措置によらない独自の取組

事業名称：「小さな拠点づくり」推進事業

事業概要：各地域が「小さな拠点づくり」を推進するうえで必要となる情報（ノウハウ）

提供や具体的な取組を支援するための人的体制を強化

・ 県事業

中山間地域研究センターに専任職員（研究員）を10名増員し、個別地域の状況分析や県が蓄積したノウハウに基づく仕組みづくりの助言、他地域での先進事例の紹介等の現場支援を実施

・ 現場支援を担う市町村への支援（債務負担行為 H29～H32 152,000千円）

複数の地域の取組が具体化した場合等でも円滑な支援が可能となるよう、人員体制を強化した市町村を支援するための交付金を創設

実施主体：島根県

事業期間：平成28年度～31年度

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成33年3月31日

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

毎年度、総合戦略の効果検証に合わせて実施し、県議会の関係特別委員会のほか、外部有識者による委員会にその結果を報告し、評価を受ける。

目標1

「小さな拠点づくり」を進めている公民館エリア数については島根県が翌年度当初時点で県調査により把握する。

目標2

機能・サービスの集約化に向けた実践活動を開始する公民館エリア数については島根県が翌年度当初時点で県調査により把握する。

目標3

交通弱者の移動手段の確保に向けた実践活動を開始する公民館エリア数については島根県が翌年度当初時点で県調査により把握する。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	事業開始前 (現時点)	H28年度 (1年目)	H29年度 (2年目)	H30年度 (3年目)	H31年度 (4年目)	H32年度 (5年目)
目標1 「小さな拠点づくり」を進めている公民館エリア数	52 エリア	77 エリア	102 エリア	126 エリア	150 エリア	174 エリア
目標2 機能・サービスの集約化に向けた実践活動を開始する	0	13	26	38	50	62

公民館エリア数	エリア	エリア	エリア	エリア	エリア	エリア
---------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

目標3 交通弱者の移動手段の 確保に向けた実践活動を 開始する公民館エリア数	0 エリア	18 エリア	36 エリア	53 エリア	70 エリア	87 エリア
---	----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の方法

効果検証後、毎年度速やかに島根県公式ホームページ上で公表する。